

# 令和2年年末防火運動実施要綱

【京都中部広域消防組合】

## 1 目的

この運動は、住宅防火対策や放火火災防止対策をより一層推進するとともに、特定防火対象物等における防火安全対策の更なる徹底を図ること等により年末における火災の発生を防止し、死者の発生や財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2 防火標語（2020年度全国統一防火標語）

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

## 3 実施期間

令和2年12月20日（日）から12月31日（木）まで

## 4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 危険物等に係る災害防止対策の推進

## 5 重点目標の取組に当たっての推進項目

- (1) 住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理の周知等による住宅防火対策の推進並びに高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- (2) 放火火災に対する地域の対応力の向上及び物品販売店舗等における放火火災防止対策の徹底による効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (3) 特定防火対象物の避難経路の確保及び消防用設備等の維持管理や防炎物品等の使用の徹底並びに違反のある防火対象物に対する是正指導の推進による防火安全対策の徹底
- (4) 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底による製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 危険物等の適正な貯蔵・取扱いの徹底及び危険物等の安全な移送や運搬の遵守による災害防止対策の推進

## 6 推進事項

- (1) 一般家庭等に対する推進事項

ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の周知及び設置から10年を経過した住宅用火災警報器の取替えの推進を図るとともに、住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等や防炎品の普及を促進する。

- イ 高齢者等の要配慮者を把握とともに、火災の発生時における地域ぐるみの協力体制の構築を推進する。
  - ウ 放火火災に対して、各家庭へ注意喚起とともに、地域における監視・協力体制の構築を推進する。
  - エ 電気用品、燃焼機器等の火災の発生原因となることが多い製品の適切な使用・維持管理等に関する注意情報を提供する。
  - オ 石油ストーブ等の火気使用機器に対する安全な取扱いをはじめ、灯油等の危険物の正しい貯蔵・取扱いを啓発する。
- (2) 事業所に対する推進事項
- ア 年末年始を迎えるに当たり、多数の人出が予測される物品販売店舗等においては、適正な収容人員の管理等に万全を期すとともに、避難経路の確保や従業員等による巡回の強化など防火安全対策の徹底を推進する。
  - イ 火気を使用する頻度が高い飲食店等においては、火気管理の徹底や通報・避難誘導体制の検証など防火安全対策の徹底を推進する。
  - ウ 病院、社会福祉施設等においては、通報・避難誘導体制を確立するとともに、特に就寝施設を有する施設については、夜間における防火安全対策の徹底を推進する。
  - エ 民泊、ホテル、旅館等においては、宿泊利用における防火安全対策の徹底を推進する。
  - オ 火災発生時において、各事業所における消防用設備等が確実にその機能を発揮できるように日常点検や整備の徹底を推進する。
  - カ 従業員等に対する防火教育を充実するとともに、特に臨時に雇用する従業員等に対する非常時の活動等に関する教育の徹底を推進する。
  - キ 危険物の貯蔵・取扱いの基準を遵守するとともに、特に臨時に雇用する従業員等に対する危険物の正しい貯蔵・取扱いに関する教育の徹底を推進する。

## 7 実施要領

- (1) 別紙「火の用心7つのポイント」及び「住宅防火　いのちを守る　7つのポイント－3つの習慣・4つの対策－」に関する広報等を実施する。
- (2) 効果的に火災予防思想の普及を図るため、次に掲げる事項を実施する。
- ア 構成市町、消防団、管内事業所等への本運動の実施に係る協力依頼
  - イ 広報媒体の配布及び掲出など各種媒体を積極的に活用した広報
  - ウ 構成市町、消防団、管内事業所、地域住民等との連携
  - エ 巡回広報、査察等の実施
  - オ 新聞、ケーブルテレビ等への実施事業の掲載（放送）依頼及び記事の提供

## 別紙

### 火の用心 7つのポイント

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 家庭や事業所では、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント — 3つの習慣・4つの対策 —

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具・衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。